

長野県告示第361号

平成16年6月17日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

財政改革チーム

長野県告示第362号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称 株式会社大河建設	代表者の氏名 河政勲	主たる事務所又は事業所の所在地 木曽郡木曾福島町3684番地1	指定取消年月日 平成16年5月19日
--------------------	---------------	------------------------------------	-----------------------

税務課

長野県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村葛島882番の1地先から 上伊那郡中川村葛島925番の1地先まで	旧	m 14.9～39.6	km 0.0100
同 上	新	14.0～21.0	0.0100

道路維持課

長野県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

道路維持課

- 1 路線名 361号
- 2 供用を開始する区間
木曽郡木曽福島町新開4578番地先から
木曽郡木曽福島町新開4587番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年5月27日

長野県告示第365号

学校法人補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第659号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

第12を第13とし、第9から第11までを1ずつ繰り下げ、第8第2項を次のように改める。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業実施状況書（様式第7号）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類

第8を第9とし、第7を第8とし、第6中「第4」を「第5」に改め、同第6を第7とし、第5第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類

第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に次のように加える。
(補助金の減額等)

第4 知事は、第1に規定する学校法人又は学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反している場合

(2) 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（借入金に係る利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく掛金を含む。）の納付を長期にわたり怠っている場合

(3) 破産宣告を受け、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合

(4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いている場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育条件又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第6関係)」に改める。

様式第2号中「(第5関係)」を「(第6関係)」に、

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上ものについては、備考欄にその内容を記入すること。」を

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上ものについては、備考欄にその内容を記入すること。

2 在学(園)者(児)数

人

(注) 在学(園)者(児)数は、総数とすること。」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「(第6関係)」を「(第7関係)」に、「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第5号中「(第7関係)」を「(第8関係)」に、

「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第6号中「(第8関係)」を「(第9関係)」に、

「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第7号中「(第8関係)」を「(第9関係)」に、

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。」を

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。

3 在学(園)者(児)数

人

(注) 在学(園)者(児)数は、総数とすること。」に改める。

様式第8号中「(第9関係)」を「(第10関係)」に、

「日付長野県達 第」を「日付け 第」に改める。

様式第9号中「(第10関係)」を「(第11関係)」に、「日付長野県指令 第 号で補助金」を「日付け 第 号で補助金の額」に改める。

教育振興課私学教育振興室

選告示第14号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成16年5月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる病院中

「国立小諸療養所 小諸市甲4598」を
「独立行政法人国立病院機構小諸高原病院 小諸市甲4598」に、
「国立長野病院 上田市緑ヶ丘1丁目27-21」
を
「独立行政法人国立病院機構長野病院 上田市緑ヶ丘1丁目27-21」
に改める。

選挙管理委員会

選告示第15号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成16年5月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社長野放送	1	信越放送株式会社	1
株式会社テレビ信州	1		
信越放送株式会社	1		

選挙管理委員会